

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号

先に届けた事項について変更があったので、養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は名称及び代表者氏名並びに住所

	氏名又は名称及び代表者氏名	住 所
変更前		
変更後		

2 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

	飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
変更前		(うち日本蜜蜂)
変更後		(うち日本蜜蜂)

3 年蜜蜂飼育計画

	飼 育 場 所	飼 育 予 定 最 大 計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

4 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

同意する 同意しない

(裏面)

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 変更があった事項を記入してください。
- 3 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号等並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。
- 4 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

養蜂振興法第8条第1項の規定により、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届の提出後、同条第2項の規定により、都道府県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。